

## 第162回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

### 1 開催日時

令和6年5月10日（金）

午後1時30分から午後3時20分まで

### 2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

青山定敬委員（部会長）、高橋輝昌委員、橘隆一委員、原啓一郎委員

#### 【職員】

佐藤森林課長、木村林地対策室長 他

### 4 議題

#### （1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

### 5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第3号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

## 【主な意見】

### ○第1号案件[【変更】工場、事業場の設置（流通業務施設の設置）について]

委員：Aゾーン（図示）に降った雨水が貯留槽①と⑦に振り分けられるということか。貯留槽①に入る経路は分かるが、造成森林の上側に降った雨は全て貯留槽⑦の方に流れるという理解でよいか。

事務局：はい。

委員：貯留槽⑦の設置箇所の上上部も造成森林にするということか。

事務局：貯留槽⑦の設置箇所の上上部は、造成森林ではなく、水路敷を車が走ることがあるので、車が転回してすれ違えるように転回場所とする計画となっている。

委員：水路敷のどこかに車の進入口があるのか。

事務局：こちら（図示）に道路が面していて、水路敷きと繋がっている状況となる。

委員：一部水路敷の上上部に降った雨も貯留槽⑦で溜めるとということか。

事務局：はい。このあたりに降った雨は貯留槽⑦に入る計画となっている。

委員：雨水は建物側が貯留槽①、それ以外のところと貯留槽⑦の上側の水は貯留槽⑦に溜めるという理解でよいか。

事務局：はい。

委員：今回の変更は、地下駐車場が無くなり、平場の露天駐車場の様な形になるのが主な部分だとすると、造成森林の配置は変更ないということか。

事務局：当初の許可では駐車場棟の躯体があったが、今回、建設を取り止めた箇所が断面図のこの部分（図示）になる。造成森林の幅は10m取るということで変わらないが、配置は南側に少しずれる計画となっている。

委員：位置はずれるが、10mの林帯幅は残すということか。

事務局：はい。

### ○第2号案件[【変更】太陽光発電設備の設置について]

委員：法面自体は、特に急な勾配ではないため問題ないと思っているが、数日前の関東の雨のような強度の強い雨が降ったとき、雨水だけではなく土砂も併せて流れ出る可能性があると思うが、どれくらい加味して計画が立てられているか。

事務局：こちらは令和4年に許可しているもので、開発にかかる面積に応じ、1ha当たり年300m<sup>3</sup>の土砂を池に溜められるような構造で計算されている。

委員：既設水路に接続するとの説明だが、空中写真の赤線（図示）の部分に既に水が流れているのか。

事務局：この赤線の部分に接続する青道が通っている。（写真提示）

委員：その部分は凹んでいて、既に水が流れているということか。

事務局：はい。その部分にU字溝があり、そこに水が上がっている状況となる。

委員：少し細いような気がするが。

事務局：今回の事業で設置したものではなく、既設のものになる。

委員：調節池Bからの放流接続箇所に集水柵を付けるのは、今回の設計変更と直接関係があるのか。

事務局：はい。変更にあたり事業者が市に相談した際に、集水柵を付けた方がより

良いとアドバイスを受けたことから、集水桝を付けることになった。

委員：青道に既にU字側溝等が入っているということか。

事務局：接続するこちらの部分（図示）にはU字溝が入っている。青道と赤道が交差している部分は、地中をヒューム管が通っていて、赤道を通り過ぎると、またU字溝が入っている。

委員：集水桝の右側にもU字側溝があるのか。

事務局：現状、U字溝があるが、今回の調節池Bを作る際に、この集水桝よりも後ろのU字溝は撤去する。

委員：上流側にあるU字溝を取るというのはどのような経緯か。

事務局：こちらに作る池で集水できるため、既設の水路は撤去しても構わないということで、市と協議した形になるかと思う。

委員：最終的な完成予想図は、空中写真の東側に隣接しているソーラーパネルのようになるということか。

事務局：残置森林を設ける必要はあるが、そのような感じになる。

委員：既に出て上がっているパネル群の方は、流域が異なり、東側流域の水路側に流れていくということか。

事務局：はい。

委員：ソーラーパネルを設置すると、植生が覆うことが中々無いような状態になるので、最初に言ったように水だけではなく、土の部分も流れていく可能性も大きいという印象である。水が集まる場所も1ヶ所になるので、きちんと受け入れられれば良いが、そうでない場合がありうるとすれば、気を付ける必要がある。

委員：今回の変更とは関係ないが、重力式コンクリートの堰堤は、地盤改良しなくても問題ないということか。

事務局：前回許可の際に軟弱地盤ということが発覚したため、地盤改良を行った上でコンクリート堰堤を設置する計画となっている。

委員：今回、工期を延長しているが、この写真からだとも1年後に太陽光パネルを作るまで大丈夫かなと思うが、工期は令和7年7月末で、更に延びるということはないのか。

事務局：工期は、適切な工程に基づき設定されることとなるが、仮にこの工期で終わらない事情となった場合は、変更の届出により、工期を延長することも可能である。

### ○第3号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：事業者が承継する前の事業者がいて、前の事業者の部分が今回の拡大部分で、直近の許可が平成18年5月になるのか。

事務局：はい。

委員：その部分の現状を見ると、残置森林がほとんど残っていない状態だと思うが、当時の許可では残置森林が存在したのか。

事務局：その当時から、周りの部分も含めた区域は砂利採取地になっている。行為者の異なる砂利採取地が隣接する場合で、諸条件を満たすものは、両者が協調してその隣接部分を掘削する「協調掘削」を認める場合がある。その場合、隣接する部分は、掘削後に造成森林とする計画となるため、前事業

者の許可でも、残置森林がここ（図示）だけにしかなかったということである。

**委員**：平成18年に事業をたたんでから、それ以降はこの採取された状態で現在に至るのか。

**事務局**：砂利採取連盟というものがあり、経営が行き詰まった場合、皆さんでお金を工面して救うという措置もある。しかし、現実的には経営が難しくなっても救済がなかなかされず、このように残っている箇所が管内でも結構ある。今回、隣接事業者の協力で引き継いだ形となる。